

国土地理院測量業務請負業者選定事務処理要領

平成13年 1月 6日 地総管発第513-3号
最終改正 令和 4年10月26日 国地総契第100号

(目的)

第1条 国土地理院の所掌する測量業務（測量作業及び測量に関する調査研究をいう。以下「業務」という。）の請負契約を締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）、国土交通省所管会計事務取扱規則（平成13年国土交通省訓令第60号。以下「会計規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(一般競争参加資格)

第2条 会計規則第34条第1項の規定により定める一般競争に参加する者に必要な資格（以下「一般競争参加資格」という。）は、次の各号に掲げる者でないこととする。ただし、測量に関する調査研究のみにつき一般競争に参加する者については、第一号から第四号、第六号及び第七号に掲げる者でないこととする。

- 一 令第70条に該当する者
- 二 令第71条第1項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、その期間
- 三 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 四 第4条の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）（添付書類を含む。）又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- 五 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5の規定による登録を受けていない者
- 六 業務種別ごとに別表に定める技術者を有しない者
- 七 共同企業体でその構成員に第一号から第五号（ただし、測量に関する調査研究のみにつき一般競争に参加する者については、第一号から第四号）までに該当する者を含むもの

(業務種別)

第3条 一般競争参加資格審査の業務種別は、各号に掲げるものとする。

- 一 基準点測量
- 二 写真測量
- 三 地図調製
- 四 地理調査

(一般競争参加資格審査の実施)

第3条の2 一般競争参加資格審査は2年に1回定期の審査を行うものとし、国土地理院長（以下「院長」という。）が必要と認めるときは、随時審査を行うことができるものとする。

(一般競争参加資格審査の資格審査申請書等)

第4条 院長は、一般競争参加資格審査の申請をする者（以下「申請者」という。）に対し、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）（以下「資格審査申請書」という。）（様式1）を提出させるものとする。

- 2 資格審査申請書には、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。ただし、測量に関する調査研究のみにつき一般競争に参加する者については、第一号から第四号、第六号から第八号に掲げる書類を添付させるものとする。
 - 一 技術者経歴書（様式2）
 - 二 業態調書（様式特1及び様式特2）

三 営業所一覧表（様式3）

四 申請者が法人である場合においては登記事項証明書又はこれの写し、個人である場合においては身元証明書又はこれの写し

五 測量法第55条の5の規定による登録を受けていることを証明する書類又はこれの写し

六 申請者が法人である場合においては、申請する日の直前の営業年度終了日（以下「審査基準日」という。）の直前一年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人である場合においては、審査基準日の直前一年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

七 納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。）別紙第9号書式（その3）又は（その3の2）、法人である場合においては、国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3）又は（その3の3））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

八 申請者が共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し

3 前項の場合において、申請者が共同企業体であるときは、同項第一号から第七号までに掲げる書類を構成員ごとに提出させるものとする。

4 申請者がインターネットを使用して申請する場合は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、申請案内ホームページから資格審査申請用データを入力画面上において作成し、送信させ、第2項第四号から第七号までに掲げる書類の提出をもって申請を受け付けるものとする。

なお、申請者が電子納税証明書の交付を受けている場合には、第2項第七号に掲げる書類の提出に代えて、電子納税証明書の送信をもって申請を受け付けることができるものとする。

5 申請者が一般社団法人又は一般財団法人であるときは、第2項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号及び第五号に掲げる書類、同項第六号に掲げる書類に準ずる書類並びに定款を提出させるものとする。

6 申請者が測量法第55条の5の規定による登録を受けているときは、測量法第55条の8に規定する書類の写しをもって第2項第四号及び第五号に掲げる書類並びに同項第六号に掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができるものとする。

（資格審査申請書の提出期間）

第5条 資格審査申請書又は資格審査申請用データの提出期間は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 定期の一般競争参加資格審査にあつては、当該審査の認定をする年の前年の12月から当該審査の認定をする年の1月までの間で院長が定める期間

二 随時の一般競争参加資格審査にあつては、院長が定める期間

（資格審査申請書の提出方法）

第5条の2 第4条第1項の規定による提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかによるものとする。

一 文書持参方式（定期の一般競争参加資格審査を除く。）

二 文書郵送方式（定期の一般競争参加資格審査においてはインターネット方式では対応していない申請に限る。）

三 電子メール方式（定期の一般競争参加資格審査においてはインターネット方式では対応していない申請に限る。）

2 第4条第4項の規定する方式（インターネット方式）による場合における第4条第2項第四号から第七号までに掲げる書類の提出は、郵送方式によるものとする。

（一般競争参加資格審査）

第6条 院長は、会計規則第34条第4項の規定により申請者の一般競争参加資格審査を行うときは、次の各号によるものとする。

- 一 第2条に定める資格を有しない者については、一般競争参加資格がないと認定する。
- 二 前号に掲げる者以外の者については、希望業務種別ごとに、次のイ及びロに掲げる客観的事項及び主観的事項の項目について、別に定めるところにより算定する総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成高の順）に順位を付して配列し、一般競争参加資格があると認定する。

イ 客観的事項

- (1) 審査基準日の直前2年間における各事業（営業）年度の希望業務種別ごとの年間平均完成高
- (2) 審査基準日の直前の事業（営業）年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額（以下「自己資本額」という。）（法人である場合においては、資本金額（出資総額を含む。）に新株式払込金（又は新株申込証拠金）、準備金、積立金及び繰越金の額を加えた額を、個人である場合においては、資本合計の金額をいう。以下同じ。）
- (3) 審査基準日における希望業務種別ごとの技術者（測量士及び測量士補）の数
- (4) 審査基準日までの営業年数

ロ 主観的事項

定期の資格審査申請書提出期間の属する年度の前2年度における希望業務種別ごとの業務成績

（審査会）

第7条 一般競争参加資格審査の予備審査を行うため、国土地理院競争参加資格審査会（以下「審査会」という。）を置くものとする。

2 審査会の会長は、院長とし、審査員は、参事官、本院の各部長、各センター長及び院長が指名した者とする。

3 審査会は、2年に1回定期の審査会の会議を開くものとし、会長が必要と認めるときは、随時、審査会の会議を開くことができるものとする。

4 審査会の会議は会長が招集するものとし、会長及び審査員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないものとする。

（一般競争参加資格の有効期間）

第8条 第6条の規定により設定した一般競争参加資格の有効期間は、その認定の日から次期の定期の一般競争参加資格審査に基づく一般競争参加資格の有効期間の開始日の前日までとする。

（有資格業者名簿の様式）

第9条 院長は、会計規則第34条第4項の規定により名簿を作成するときは、有資格業者名簿（様式9）により行うものとする。

（有資格業者名簿の送付）

第10条 院長は、前条の有資格業者名簿を作成したときは、支出負担行為担当官、支出負担行為担当官代理及び分任支出負担行為担当官（以下「支出負担行為担当官等」という。）並びに国土交通大臣官房会計課長に当該名簿を送付するものとする。

（名簿の公表）

第10条の2 院長は、一般競争参加資格を認定後、速やかに、有資格業者公表名簿（様式9の2）を作成し、供覧に供するものとする。

（一般競争参加資格認定通知書の様式）

第11条 院長は、会計規則第34条第6項の規定により通知するときは、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（様式10）により行うものとする。

（変更等の届出）

第12条 院長は、申請者又は第6条第二号の規定により一般競争参加資格があると認定した者（以下「有資格業者」という。）が次の各号の一に該当することとなったときは、各号

に掲げる者に、速やかに、その旨を届出させるものとする。

- 一 死亡したときは、その相続人
 - 二 法人が合併により消滅したときは、その役員であった者
 - 三 法人が破産により解散したときは、破産管財人
 - 四 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人
 - 五 廃業したときは、本人又は役員
- 2 院長は、有資格業者に前条の通知をした後において、次の各号に掲げる事項について変更があった場合においては、速やかに、競争参加資格審査申請書変更届（様式11）によりその旨を届出させるものとする。
- 一 住所、電話番号及びファクシミリ番号
 - 二 商号又は名称
 - 三 法人である場合においては代表者の氏名、個人である場合においてはその者の氏名
 - 四 支店（営業所又は事業所）の名称、所在地、電話番号及びファクシミリ番号（支店の新設又は廃止を含む。）
 - 五 技術者経歴書（様式2）及び業態調書（様式特1及び様式特2）に記載された技術者及び資本関係に関する事項又は役員の兼任に関する事項
- 3 院長は、前項の届出があったときは、その内容を支出負担行為担当官等に通知するものとする。

（一般競争参加資格の認定の取消し等）

- 第13条 院長は、有資格業者が第2条各号の一に該当することとなったとき又は不正の手段により一般競争参加資格の認定を受けたと認められるときは、遅滞なく審査会の予備審査を経て一般競争参加資格の認定を取り消すものとする。
- 2 院長は、有資格業者から前条第1項の届出があったとき又は一般競争参加資格の辞退の申出があったときは、直ちに、一般競争参加資格の認定を取り消すものとする。
- 3 院長は、前2項の規定により一般競争参加資格の認定を取り消したときは、一般競争（指名競争）参加資格認定取消通知書（様式12）によりその旨を通知するとともに第9条の有資格者名簿から当該有資格業者に係る記載事項を抹消すべき旨を支出負担行為担当官等及び国土交通大臣官房会計課長に通知するものとする。

（指名競争参加資格）

- 第14条 会計規則第36条第1項の規定により定める指名競争に参加する者に必要な資格は、一般競争参加資格と同一とする。

（指名基準）

- 第15条 会計規則第37条第1項の規定により指名競争に参加する者を指名する場合の基準は、次の各号に掲げるところによるものとする。
- 一 支出負担行為担当官等は、業務を指名競争に付そうとするときは、当該業務の予定金額等を勘案して指名しなければならない。
 - 二 支出負担行為担当官等は、競争に参加する者を指名しようとするときは、次のイからチまでに掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格業者に偏しないようにしなければならない。
 - イ 不誠実な行為の有無
 - ロ 審査基準日以降における経営状況
 - ハ 審査基準日以降における業務成績
 - ニ 当該業務に対する地理的条件
 - ホ 手持業務の状況
 - ヘ 当該業務における技術的適性
 - ト 審査基準日以降における安全管理の状況
 - チ 審査基準日以降における労働福祉の状況

（国土地理院入札・契約手続運営委員会）

- 第16条 国土地理院に、別に定めるところにより、院長が定める額以上の業務を一般競争に付そうとする場合における競争参加資格の決定及び競争参加希望者の競争参加資格の有無

並びに指名競争に付そうとする場合における競争参加者の指名及び業務の請負契約を随意契約にしようとする場合の相手方の決定について調査審議する国土地理院入札・契約手続運営委員会を置くものとする。

附 則

この要領による改正後の国土地理院測量作業請負業者選定事務処理要領は、平成13年1月6日以降に締結する測量作業の請負契約に関する事務処理について適用する。

附 則

この要領による改正後の国土地理院測量作業請負業者選定事務処理要領は、平成17年度以降に締結する測量作業の請負契約に関する事務処理について適用する。

附 則

この要領による改正後の国土地理院測量業務請負業者選定事務処理要領は、平成21年度以降に締結する測量業務の請負契約に関する事務処理について適用する。

附 則

この要領は、平成24年7月24日から施行し、この要領による改正後の国土地理院測量業務請負業者選定事務処理要領は、平成25年度以降に締結する測量業務の請負契約に関する事務処理について適用する。

附 則

この要領による改正後の国土地理院測量業務請負業者選定事務処理要領は、平成25年度以降に締結する測量業務の請負契約に関する事務処理について適用する。

附 則

この要領による改正後の国土地理院測量業務請負業者選定事務処理要領は、平成27年度以降に締結する測量業務の請負契約に関する事務処理について適用する。

附 則

この要領による改正後の国土地理院測量業務請負業者選定事務処理要領は、平成29年度以降に締結する測量業務の請負契約に関する事務処理について適用する。

附 則

この要領による改正後の国土地理院測量業務請負業者選定事務処理要領は、平成31年度以降に締結する測量業務の請負契約に関する事務処理について適用する。

附 則

(新型コロナウイルス感染症に係る一般競争参加資格審査の特例)

申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（国税通則法（昭和37年法律第66号）に基づく納税の猶予、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく換価の猶予又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）に基づく特例猶予をいう。以下同じ。）の適用を受けたため、第4条2項第七号に掲げる書類を提出できない場合は、当該書類に代えて、国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類を申請書に添付させるものとする。

この要領による改正後の国土地理院測量業務請負業者選定事務処理要領は、令和2年7月20日以降に締結する測量業務の請負契約に関する事務処理について適用する。

附 則

この要領による改正後の国土地理院測量業務請負業者選定事務処理要領は、令和3年度以降に締結する測量業務の請負契約に関する事務処理について適用する。

附 則

この要領による改正後の国土地理院測量業務請負業者選定事務処理要領は、令和3年10月14日以降に締結する測量業務の請負契約に関する事務処理について適用する。

附 則

この要領による改正後の国土地理院測量業務請負業者選定事務処理要領は、令和5年度以降に締結する測量業務の請負契約に関する事務処理について適用する。

別 表

業務種別	内 容	資 格 基 準
基準点測量	技 術 者	<p>次の(イ)に該当する者を4名以上（その内、2名以上は次の(ロ)に該当する者に限る。）</p> <p>(イ) 基準点測量に関し、測量士又は測量士補の資格取得後1年以上の実務経験を有する測量士又は測量士補であって、常勤する者</p> <p>(ロ) 基準点測量に関し、測量士の資格取得後3年以上の実務経験を有する測量士であって、常勤する者</p>
写真測量	技 術 者	<p>次の(イ)に該当する者を3名以上（その内、2名以上は次の(ロ)に該当する者に限る。）</p> <p>(イ) 写真測量に関し、測量士又は測量士補の資格取得後1年以上の実務経験を有する測量士又は測量士補であって、常勤する者</p> <p>(ロ) 写真測量に関し、測量士の資格取得後3年以上の実務経験を有する測量士であって、常勤する者</p>
地図調製	技 術 者	<p>次の(イ)に該当する者を3名以上（その内、2名以上は次の(ロ)に該当する者に限る。）</p> <p>(イ) 地図調製に関し、測量士又は測量士補の資格取得後1年以上の実務経験を有する測量士又は測量士補であって、常勤する者</p> <p>(ロ) 地図調製に関し、測量士の資格取得後3年以上の実務経験を有する測量士であって、常勤する者</p>
地理調査	技 術 者	<p>次の(イ)に該当する者を3名以上（その内、2名以上は次の(ロ)に該当する者に限る。）</p> <p>(イ) 地理調査に関し、測量士又は測量士補の資格取得後1年以上の実務経験を有する測量士又は測量士補であって、常勤する者</p> <p>(ロ) 地理調査に関し、測量士の資格取得後3年以上の実務経験を有する測量士であって、常勤する者</p>

※01 1:新規 2:更新

※02 受付番号

※03 業者コード 00000

※04 申請者の規模 ※05 適格組合証明

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

令和 年度において、貴院で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

申請年月日:

国土地理院長 殿

06 本社（店）郵便番号

07 法人番号

フリガナ

08 本社（店）住所

フリガナ

09 商号又は名称

10 役職

フリガナ

代表者氏名

11 フリガナ 担当者氏名

12 本社（店）電話番号

13 担当者電話番号

(内線番号)

14 本社（店）FAX番号

16 メールアドレス

15 電子入札用ICカードの登録番号

17 (代理申請時使用欄) 申請代理人

申請代理人郵便番号

申請代理人住所

申請代理人氏名

申請代理人電話番号

Table with 10 columns: 登録事業名, 登録番号, 登録年月日, 登録事業名, 登録番号, 登録年月日, 登録事業名, 登録番号, 登録年月日. Rows include 測量業者, 地質調査業者, 土地家屋調査士, 建築士事務所, 補償コンサルタント, 司法書士, 建設コンサルタント, 不動産鑑定業者, 計量証明事業者.

19 設立年月日 (和暦) 年 月 日

20 みなし大企業 下記のいずれかに該当する 該当しない
・発行済み株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
・発行済み株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと。

「15 電子入札用ICカードの登録番号」欄には、国土交通省の電子入札システムでの企業ID（複数ある場合には代表的なものを1つ）を記入すること。

※ 受付番号

※ 業者コード 00000

24 自己資本額	区 分	直前決算時
		(千円)
	① (株主資本のうち外国資本) (株主資本のうち資本金)	() ()
	株 主 資 本	
	② 評価・換算差額等	
	③ 新株予約権	
④ 株式引受権		
⑤ 計		

25 損益計算書	税引前当期利益 (千円) (S)	
26 貸借対照表	①流動資産 (千円) (m)	
	②流動負債 (千円) (n)	
	③固定資産 (千円) (Q)	
	④総資本額 (千円) (R)	

27 経営比率	①総資本純利益率 (S/R×100)	
	②流 動 比 率 (m/n×100)	
	③自己資本固定比率 (P/Q×100)	

28 外資状況	1 外国籍会社	3 日本国籍会社
	[国名:]	[国名:]
	2 日本国籍会社	(外資比率: %)
	[国名:]	[国名:]
	(外資比率: 100%)	(外資比率: %)

29 営業年数等	① 創 業	
	② 休 業 期 間 又 は 転 (廃) 業 の 期 間	から まで
	③ 現 組 織 へ の 変 更	
	④ 審 査 基 準 日	
	⑤ 営 業 年 数	(年)

※審査基準日とは、資格審査申請日の直前の営業年度の終了日(提出された財務諸表の決算日)

30 常勤職員の数 (人)	① 技術職員	② 事務職員	③ その他の職員	④ 計	⑤ 役員等

※ ⑤は④の内数

※ 受付番号

※ 業者コード 00000

(種類) 測量士 ・ 測量士補

技 術 者 経 歴 書

フリガナ 氏 名	法令による免許等		業務種別ごとの実務経験年数											(A) + (B) + (C) + (D) + (E) 実務 経験 年数	TECRIS 技術者ID		
	名称 及び 登録番号	登録年月日	(A) 基 準 点 測 量	(B) 写真測量			(C) 地図調製			(D) 地理調査			(E) そ の 他 の 測 量				
				測 図	撮 影	小 計	編 集 ・ 製 図	数 値 ・ 情 報	写 真 ・ 印 刷	小 計	地 理	海 洋 ・ 湖 沼				小 計	
測量士																	
8年以上の者			0			0											
3年以上8年未満の者			0			0											
1年以上3年未満の者			0			0											
合 計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
測量士補																	
1年以上の者			0			0											
合 計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

記載事項

- 1 本表は、測量士、測量士補別に作成すること。また、測量士と測量士補の両方の資格を有する者は測量士の資格のみ記載すること。
ただし、測量士実務経験年数1年未満の者のうち、測量士補の資格を有し、かつ測量士補の実務経験年数1年以上であれば、測量士補にも記載可とする。
- 2 この表は、常勤の者(雇用期間を限定することなく雇用した者)のみ記載すること。
- 3 「法令による免許等」の欄には、測量士、測量士補の登録番号及び登録年月日を記載すること。また、当該測量士又は測量士補が技術士(建設部門、応用理学部門、情報工学(処理)部門及び総合技術監理部門に限る。)の資格を有する場合には登録番号を同様に記載すること。
- 4 「業務種別ごとの実務経験年数」の欄には、それぞれの測量について測量士である場合は測量士の資格取得後、測量士補である場合は測量士補の資格取得後から「審査基準日」までの実務経験年数を記載すること。なお、1年未満の端数がある場合は切り捨てて記入するものとし、実務経験年数の合計が1年に満たない場合は、空欄(「0」を入力しない。)とすること。また、「審査基準日」以後に測量士又は測量士補の資格取得した者についても、実務経験年数は空欄(「0」を入力しない。)とすること。
- 5 「TECRIS技術者ID」の欄には、TECRISへ登録している技術者について、TECRISセンターから通知されたコード(10桁)を記載すること。

※ 受付番号

※ 業者コード 00000

営 業 所 一 覧 表

番号	営業所名称	郵便番号	所在地	電話番号 (上段)
		登録番号		FAX番号(下段)
1	(本社)	第 00000 号		
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

記載事項

- 1 本表は、申請日現在で作成すること。
- 2 記載する本店又は支店等営業所は、常時契約を締結する営業所で測量法に基づく登録を行っているもの（測量法第55条及び第55条の13）に限る
【共同企業体については、構成員の本店および支店を記載すること。事業共同組合については、組合員の本店および支店を記載すること。】
- 3 「所在地」欄には、営業所の所在地を上段から左詰めで記載すること。
- 4 「電話・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ記載することとし、市外局番、市内局番及び番号は、「-（ハイフン）」で区切ること。
- 5 「登録番号」欄には、共同企業体の構成員本店の場合のみ、事業共同組合にあっては組合員の本店の測量業登録番号を記入すること。

※ 受付番号

※ 業者コード 00000

業 態 調 書 (測 量)

測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS)における会社コード

(8桁又は10桁)

業務種別		有資格技術職員内訳									
希望する業務		資格取得後の実務経験年数 及びその他の資格	人数	内訳							
基準点測量	測量士	8年以上の者		項目	測図	撮影					
		3年以上8年未満の者									
		1年以上3年未満の者									
	計										
	補	1年以上の者									
		計									
写真測量	測量士	8年以上の者		項目	測図	撮影					
		3年以上8年未満の者									
		1年以上3年未満の者									
	計										
	補	1年以上の者									
		計									
地図調製	測量士	8年以上の者		項目	編集・製図	数値・情報	写真・印刷				
		3年以上8年未満の者									
		1年以上3年未満の者									
	計										
	補	1年以上の者									
		計									
地理調査	測量士	8年以上の者		項目	地理	海洋・湖沼					
		3年以上8年未満の者									
		1年以上3年未満の者									
	計										
	補	1年以上の者									
		計									

様式特2

※受付番号

※業者コード 00000

業 態 調 書 (測量・建設コンサルタント等)

該当の有無について 有 無 申請者会社法人等番号
(左欄の該当が「無」の場合も必ず記入して下さい)

資本関係に関する事項

親会社等(会社法第2条第4号の2の規定によるもの)・所属する組合

1 会社法人等番号 本店電話番号(代表) 組合を記載した場合 親会社等 所属する組合

更生会社・再生手続中の会社 商号又は名称

本店住所

親会社等(会社法第2条第4号の2の規定によるもの)・所属する組合

2 会社法人等番号 本店電話番号(代表) 組合を記載した場合 親会社等 所属する組合

更生会社・再生手続中の会社 商号又は名称

本店住所

子会社等(会社法第2条第3号の2の規定によるもの)

会社法人等番号	商号又は名称(40文字以内)	会社法人等番号	商号又は名称(40文字以内)
1		11	
2		12	
3		13	
4		14	
5		15	
6		16	
7		17	
8		18	
9		19	
10		20	

役員の兼任に関する事項

役職名	氏名	兼任先の会社法人等番号	兼任先の商号又は名称(40文字以内)	兼任先での役職
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

【記載要領】

- 本調書は、申請日現在で作成し、記載事項に変更があった場合は、すみやかに変更事項を提出すること。
- 資本関係に関する事項のうち、親会社等・所属する組合については業種を問わず記載の対象となり、子会社等については国土地理院が発注する測量業務の業種区分を営む者を記載の対象とする(有資格業者であるかは問わない)。
- 「親会社等・所属する組合」欄に組合を記載した場合は、当該組合が親会社等の場合は「親会社等」欄にレ点を選択し、所属する組合の場合には「所属する組合」欄にレ点を選択すること。
- 役員の兼任に関する事項については、国土地理院が発注する測量業務の業種区分を営む者の役員を兼任している役員を記載の対象とする(有資格業者であるかは問わない)。
役職名には、「代表取締役」、「取締役イ」(監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役)、「取締役ロ」(指名委員会等設置会社における取締役)、「取締役ハ」(社外取締役)、「取締役ニ」(定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役)、「取締役ホ」(イからニに掲げる者以外の取締役)、「執行役員」、「業務執行社員」、「理事」又は「管財人」のいずれかを記載する。
「監査役」、「執行役員」等は役員に該当しない。なお、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」は平成31年4月1日以後に入札手続きを開始する業務においては役員に該当しないが、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」が兼務する複数の会社等が同一入札へ参加した場合について、当分の間モニタリングを行うため記載の対象とする。
- 共同企業体の場合は代表者及び構成員それぞれについて、事業協同組合の場合は代表者及び組合員それぞれについて作成すること。

受付番号

令和 年 月 日

殿

国土交通省国土地理院長

一般競争（指名競争）参加資格認定通知書

さきに審査申請のあった標記の資格については、次（別記）のとおり資格が ^{ある} ~~ない~~ と認定したので、通知します。

資格の有無	業 務 種 別
	基 準 点 測 量
	写 真 測 量
	地 図 調 製
	地 理 調 査

（備考 ○印は有、無印は無）

本資格の有効期間

から

まで

なお、この通知書受領後に一般競争（指名競争）参加資格申請書の記載事項若しくは営業所の変更があった場合、又は合併、破産、廃業等があったときは、速やかに届け出て下さい。

競争参加資格審査申請書変更届 (測量・建設コンサルタント等)

令和 年 月 日

国土地理院長 殿

登録部局名
登録業務種別名
資格認定通知書の
交付年月日・番号
住所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
担当者電話番号

国土地理院

令和 年 月 日

〒

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

2 変更事項に係る添付書類名

記載要領

1 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。

一般競争（指名競争）参加資格認定取消通知書

令和 年 月 日

殿

国土交通省国土地理院長

さきに令和 年 月 日付けをもって参加資格がある旨通知したが、
下記の資格についてはその資格を取り消したので通知する。

記

業 務 種 別